年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和4年5月27日答申分

○答申の概要

 (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの
 2件

 国民年金関係
 0件

 厚生年金保険関係
 2件

 (2)年金記録の訂正を不要としたもの
 2件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2100540 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2200013 号

第1 結論

請求者のA社における平成 25 年 6 月 28 日の標準賞与額を 47 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成25年6月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年6月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年6月28日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため記録してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、金融機関から提出された取引推移一覧表、請求者から提出された給与及び賞与明細書並びに課税庁から提出された平成 26 年度の市民税・県民税照会回答書により、請求者は、請求期間において、同社から 47万2,000円の標準賞与額に相当する賞与 (47万2,758円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (3万9,631円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年6月28日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年6月28日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2100541 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2200014 号

第1 結論

請求者のA社における平成 25 年 6 月 28 日の標準賞与額を 50 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成25年6月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年6月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年6月28日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため記録してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、金融機関から提出された取引推移一覧表、請求者から提出された給与及び賞与明細書等並びに課税庁から提出された平成 26 年度の市民税・県民税照会回答書により、請求者は、請求期間において、同社から50万4,000円の標準賞与額に相当する賞与(50万4,526円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(4万2,294円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年6月28日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年6月28日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2100548 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2200015 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B支社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和49年4月16日から昭和61年8月22日まで

② 昭和61年8月22日から平成17年12月27日まで

③ 平成17年6月

私は、請求期間①及び②において、A社のB支社、C支社及び本社に勤務し、 給与が下がったことはなかった。しかし、標準報酬月額が複数回にわたり減額 された記録になっていることに納得できない。また、請求期間③に賞与が支払 われたが、標準賞与額の記録がない。請求期間の標準報酬月額及び標準賞与額 について、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、当該期間に給与が下がったことはなかったが、標準報酬月額が複数回にわたり減額された記録になっていることに納得できない旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、昭和55年10月、昭和58年10月、昭和59年10月、昭和60年10月、昭和63年10月、平成2年10月、平成4年10月、平成5年10月、平成7年10月、平成9年10月及び平成11年10月の定時決定並びに昭和61年8月の資格取得時(A社B支社からA社への異動に伴う資格取得)において、直前の標準報酬月額より下がっていることが確認できる。

しかしながら、昭和55年、昭和59年、昭和60年、昭和63年、平成2年、平成5年及び平成7年については、当該各年の7月の随時改定により標準報酬月額

が改定されているところ、これらの随時改定は、直近の4月、5月及び6月を算定対象月として、固定的賃金に変動があり、非固定的賃金と併せて標準報酬月額が変動したことにより改定されたものであるが、当該随時改定をした場合であっても、その後、当該各年の5月、6月及び7月を算定対象月として、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、定時決定が行われることから、結果として、随時改定後において、直前の標準報酬月額より下がった標準報酬月額で定時決定されることがある。

また、昭和58年、平成4年、平成9年及び平成11年については、当該各年の5月、6月及び7月を算定対象月として、固定的賃金と非固定的賃金を合わせた報酬額に基づき定時決定されたもので、当該報酬額が前年の算定対象月の報酬額より減少した場合には、直前の標準報酬月額より下がった標準報酬月額で定時決定されることがある。

さらに、昭和 61 年8月については、請求者がA社B支社からA社へ異動したことに伴い、同社において改めて被保険者資格を取得し、標準報酬月額が決定されたことによるものであり、被保険者資格の取得時に決定される標準報酬月額は、資格を取得した月以後の報酬の見込額を届け出ることになるため、異動前の標準報酬月額より下がった標準報酬月額に決定されることがある。

加えて、A社の総務担当者は、4月の昇給と併せて4月及び5月の繁忙期は残業が多くなり、一時的に給料が上がるため、随時改定が入り、次の定時決定で標準報酬月額が若干下がることは当然あり得る旨陳述しているところ、オンライン記録によると、同社において、定時決定又は随時改定により標準報酬月額が増減している同僚及び同社の異動先で改めて被保険者資格を取得した際に、異動前の標準報酬月額より下がった標準報酬月額に決定されている同僚が複数確認でき、請求者の標準報酬月額のみが不合理である状況はうかがえない。

また、請求者から提出された平成4年4月、平成16年1月から同年9月まで、平成17年7月から同年12月までの給与支給明細書、平成15年2月から同年12月までの給与額が確認できる一覧表(以下、併せて「給与支給明細書等」という。)、ねんきん定期便の厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況の一覧表(以下「ねんきん定期便」という。)及びD厚生年金基金加入記録回答票明細によると、ねんきん定期便の標準報酬月額と厚生年金基金の標準給与は金額が一致している上、給与支給明細書等で確認できる厚生年金保険料は、厚生年金基金掛金と厚生年金保険料の合算額が記載されており、当該標準報酬月額及び標準給与に見合った保険料並びに掛金の合計額と一致する。

さらに、A社は、請求者の請求期間①及び②に係る賃金台帳等の資料を保管していないことから、上述の給与支給明細書等が提出された期間を除き、請求者の給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

加えて、請求者から提出された昭和 61 年8月から平成 14 年 12 月までの期間に係る預金通帳の写し及び平成 15 年1月から平成 23 年9月までの期間に係る金融機関の預金取引明細票1からは、給与の振込額は確認できるものの、請求者の給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②について請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③について、A社の総務担当者は、請求者について、当時、部長職であった旨陳述しているところ、同社から提出された管理職社員賃金規則によると、管理職社員の賞与は、業績賞与制とし、年1回12月に支給する旨記載されていることが確認できる。

また、A社は、平成*年*月より制度が改正され、管理職者は年俸制になり、 業績賞与として年1回12月の支給になり、請求者に対し平成17年6月の賞与は 支払っていない旨回答している。

さらに、上述の預金取引明細票1には、請求期間③に係る賞与の振込が確認できない上、請求者は賞与明細書等を所持していないことから、当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間③における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2100550 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2200016 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

平成10年3月31日までA事業所C部署にD職として勤務したので、厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日は平成10年4月1日であるはずだが、記録が間違っているので訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成10年3月31日までA事業所C部署に勤務したと主張している。 しかしながら、B社から提出された人事記録によると、「雇用期間は1日とする。ただし事業主が別段の措置をしない限り平成10年3月30日まで雇用を日日 更新し以後更新しない」及び「平成10年3月30日限り退職した」と記載されていることが確認できる。

また、B社から提出された請求期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者の資格喪失年月日は平成10年3月31日と記載されており、同社は、当該名簿どおりに届出を行ったと回答している。

さらに、請求者から提出された給与(支給明細)によると、請求期間に係る厚 生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。